

寒川町教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町教育委員会における特定個人情報等に係る寒川町特定個人情報管理規程
を次のように定める。

平成27年12月28日

寒川町教育委員会

寒川町教育委員会における特定個人情報等に係る寒川町特定個人情報管理規程

(趣旨)

第1条 寒川町教育委員会における個人情報及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適切な取扱い及び管理に関し必要な事項については、寒川町特定個人情報等管理規程(平成27年寒川町訓令第7号。以下「訓令」という。)の例による。

(総括保護管理責任者)

第2条 訓令第3条の総括保護責任者は、教育長とする。

(保護管理責任者)

第3条 訓令第4条第1項の保護管理責任者は、寒川町教育委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規則(平成11年寒川町教育委員会規則第8号)第2条各号に掲げる者とする。

(監査責任者)

第4条 訓令第5条の監査責任者は、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和51年寒川町教育委員会規則第2号)第4条第1号の教育次長とする。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。